

第147回定時株主総会 招集ご通知

日時 令和2年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：9時30分）
場所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビルヂング 3階341区
当社会議室

本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

栗林商船株式会社

（証券コード 9171）

○目次

第147回定時株主総会招集ご通知…………… 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件…………… 2

第2号議案 監査役1名選任の件…………… 3

第3号議案 補欠監査役1名選任の件…………… 4

添付書類

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項…………… 5

2. 会社の株式に関する事項…………… 12

3. 会社の新株予約権等に関する事項…………… 12

4. 会社役員に関する事項…………… 13

5. 会計監査人の状況…………… 16

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の
運用状況…………… 17

連結計算書類…………… 22

計算書類…………… 34

監査報告書…………… 43

第147回定時株主総会会場ご案内略図

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
栗 林 商 船 株 式 会 社
代表取締役社長 栗 林 宏 吉

第147回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第147回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスによる感染症の流行が懸念されておりますので、株主総会へご出席される株主様は、株主総会開催日現在の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場下さいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力の程お願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面により議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただいた上で、令和2年6月25日（木曜日）午後5時までに到着する様ご送付をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビルディング 3階341区 当社会議室
3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第147期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第147期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
1. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.kuribayashishosen.com>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への配当を最重要課題の一つと認識しており、可能な限り安定した配当を継続していくことを基本方針としております。期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金6円 総額 75,843,342円

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年6月29日

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役伊藤一泰氏は辞任されることになりました。つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴および重要な兼職の状況
まつい しんじ 松井伸二 (昭和36年 11月18日生) 新任	一株	昭和59年 4月 北海道東北開発公庫入庫 平成11年10月 日本政策投資銀行 プロジェクトファイナンス部調査役 平成19年 4月 同行 公共ソリューション部次長 平成21年 5月 日本原燃株式会社 広報・地域交流室地域交流部部长 平成23年 6月 財団法人地域総合整備財団 開発振興部長 平成27年 5月 日本海エル・エヌ・ジー株式会社 経理部長 同年 6月 同社 取締役経理部長 現在に至る
社外監査役候補者とした理由 松井伸二氏を社外監査役候補者として選任する理由は、多年にわたり金融業界に籍を置き、企業を多角的に観察してきたことから、監査役としての識見、力量とも十分兼ね備えた人物と思料したからであります。		

(注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

2. 松井伸二氏は、社外監査役候補者であります。なお、松井伸二氏は辞任する伊藤一泰氏の後任であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の員数が欠けた場合に備えて、補欠の社外監査役として和田芳幸氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	所有する当社の株式の数	略歴および重要な兼職の状況
和田芳幸 (昭和26年 3月2日生) 再任	3,000株	昭和52年 6月 監査法人中央会計事務所入所 昭和63年 6月 同所代表社員就任 平成12年 7月 同所事業開発本部長就任 平成15年 5月 同所事業開発担当理事就任 平成19年 8月 太陽ASG監査法人(現、太陽有限責任監査法人)入所、代表社員 平成28年 8月 和田会計事務所 所長(現任) 現在に至る
補欠の社外監査役候補者とした理由 和田芳幸氏を社外監査役の補欠として選任する理由は、長年に亘り当社の会計監査人として監査を行い、また、現在は和田会計事務所の代表として、様々な会社の会計監査を行い、公認会計士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有しており、補欠の社外監査役として適任と思料したからであります。		

(注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

2. 和田芳幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

事業報告

(自 平成31年 4月 1日)
(至 令和 2年 3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益や雇用・所得環境は改善していたものの、米中間の貿易摩擦から両国の経済悪化に伴い製造業は下振れし、さらに10月以降自然災害や消費税増税による小売業等の景況感の悪化を招きました。さらに加えて、令和2年になり新型コロナウイルスの感染拡大により景気は急速に悪化しました。

海外においても新型コロナウイルス感染拡大による急速な経済の停滞から景気は急激に落ち込み、極めて不透明な見通しとなっており、予断を許さない状況が続いております。

この様な経済情勢の中で当社グループは、海運事業においては、北海道定期航路は主要貨物の減少や台風の影響に加えて、消費税増税の影響で荷動きが鈍化し、特に第4四半期において取扱い貨物が減少いたしました。燃料費についてはほぼ前年並みに推移いたしました。近海航路は市況の悪化に加えて、中国経済の減速や悪天候の影響もあり減収・減益となりました。

ホテル事業においては、客室リニューアルにより宿泊単価は上昇しましたが、訪日外国人客の減少や新型コロナウイルス感染拡大の影響でキャンセルが多発し減収・減益となりました。

不動産事業は概ね順調に推移いたしました。

事業セグメント毎の業績概況は次のとおりであります。

(海運事業)

北海道定期航路では主要貨物の紙製品の生産が落ち込んだことや、台風による配船数減の影響もあり、建築資材等のスポット案件の獲得や中・短距離航路の輸送量増加等、局所的に増加した貨物があるものの、消費税増税後の荷動きは落ち込み、特に第4四半期は影響が大きく、年間の貨物輸送量も減少いたしました。運航費は令和2年1月にSox規制適合油への切り替えによって燃料油価格の上昇があったものの、燃料費全体ではほぼ前年並みで推移しましたが、新造船の就航等に伴う設備投資による減価償却費が増加したこともあり、減収・減益となりました。近海航路では市況の悪化に加えて、米中貿易摩擦による中国経済の減速や、台風、悪天候の影響で寄港地での船混みや配船数の減少が影響して減収・減益となりま

した。これらの結果、売上高は前年度に比べて14億5千3百万円減（3.2%減）の434億8千9百万円となり、営業費用は前年度に比べて2億6千6百万円減（0.6%減）の432億8千5百万円で、営業利益は前年度に比べて11億8千6百万円減（85.4%減）の2億3百万円となりました。

(ホテル事業)

客室リニューアル終了に伴い販売客室数が回復し宿泊単価が上昇しましたが、8月より訪日外国人客が減少に転じたことや、国内顧客の鈍化によって市況が廉価商品へシフトしたことに加えて、年明け以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、多量の宿泊キャンセルが生じたことによって減収・減益となりました。これらの結果、売上高は前年度に比べて1億4千3百万円減（7.0%減）の19億2百万円となり、営業費用は前年度に比べて5千5百万円減（2.8%減）の19億4千3百万円で、営業利益は前年度に比べて8千8百万円減少の4千万円の営業損失となりました。

(不動産事業)

前年度と同様に順調に推移いたしましたが、前年度の設備投資により減価償却費が増加したことで減益となりました。これらの結果、売上高は前年度並みの6億7千8百万円となり、営業費用は前年度に比べて1千1百万円増（3.1%増）の4億3百万円で、営業利益は前年度に比べて1千2百万円減（4.4%減）の2億7千5百万円となりました。

以上の結果、売上高が前年度に比べて15億9千6百万円減（3.4%減）の459億9千1百万円、営業利益が前年度に比べて12億8千7百万円減（74.6%減）の4億3千7百万円、経常利益が前年度に比べて12億4千1百万円減（64.5%減）の6億8千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前年度に比べて12億7百万円減（73.7%減）の4億3千万円となりました。

【次期の見通し】

次期連結業績見通しにつきましては、消費税増税による消費マインドの低下に加えて、世界的に広がる新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞が長期化し、世界の消費・生産活動に大きな影響を与えるため、現時点では業績への影響を合理的に算出することが困難なことから業績予想は未定とし、今後、合理的に予想可能となった時点で公表いたします。

各事業セグメントの今後の課題と取り組みにつきましては以下のとおりです。

海運事業では、北海道定期航路は新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、主要貨物の紙製品の減産や、消費停滞による雑貨貨物の輸送需要の落ち込みが当面予想されますが、貨物需要に適した配船形態とトレーラーの運航効率の向上を追求し、収益の改善を図って参ります。近海航路においては台湾／上海間の定期航路を収益の軸に、落ち込みが予想される市況に対応してまいります。

ホテル事業は緊急事態宣言発令に伴い、集客が困難となり4月の客室稼働率が4.4%と落ち込み、現在休館中の状況下であり早期に業績の見込を立てられない状況です。今後、適切な時期に営業を再開し、新しい時代に対応したサービスの在り方を早期に確立して参ります。

不動産業は、引き続き安定した収益の確保に努めてまいります。

(2) 対処すべき課題

①グループ各社との連携

グループ各社の果たすべき役割の明確化、営業活動の連携強化を図り、新規荷主および貨物を常に開拓するとともに、適正な船隊構成の確立を図ります。

②効率的な運航形態の追求

CO₂削減など環境保全の面からも、定時入出港、運航頻度に応じた適正な配船計画を行い、より効率的な運航形態を追求します。

③内部統制の強化

グループ各社のリスク管理体制を確立し、業務および財務などにおける全社的な内部統制を行い、適宜見直すことで、業務の適正を確保して不祥事の発生を防止します。

④主要船舶の代替建造

当社の主要航路に配船しているRORO船には、代替建造の時期を迎えている船舶があります。こうした船舶の保守・管理は、コストを抑え効率的に対応していますが、今後の新造船建造計画に関しては、荷主、グループ各社など関係各社と打ち合わせを行い、最適な形で設備の更新を検討します。

⑤人材の確保

近年、船員の高齢化が進んでおり、若年船員の確保が急務になっています。新人船員の教育・指導をはじめ、インターンシップ等をさらに推進することにより、陸上職員（現業・事務職）も併せて優秀な人材を確保します。

⑥金利の変動

当社グループの設備・運転資金は主に金融機関から調達しています。今後の景気動向に

よって調達金利が収益に大きな影響を与えないよう、金利の固定化や資金調達の多様化を進めます。

⑦安全対策の強化

グループ各社は、船舶運航、港湾荷役、車両運行などの業務遂行における安全の確保に努めています。安全管理規程、安全作業基準の順守はもとより、災害対策マニュアルなどの安全対策および、不慮の事故に備えた各種保険の適宜見直しを行い、大規模な自然災害、感染症によるパンデミックの発生時にも事業を継続できる体制の構築を目指します。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは次のとおりであります。
当連結会計年度中に増加した船舶

船主	船名	重量トン数(D/W)	竣工年月
栗林商船株式会社	神珠丸	6,950	令和元年11月
栗林物流システム株式会社	神王丸	7,000	令和2年3月

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要した資金は、借入金及び自己資金により賄いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

(9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第144期 (自 平成28年4月1日) (至 平成29年3月31日)	第145期 (自 平成29年4月1日) (至 平成30年3月31日)	第146期 (自 平成30年4月1日) (至 平成31年3月31日)	第147期(当連結会計年度) (自 平成31年4月1日) (至 令和2年3月31日)
売上高 ^(百万円)	44,358	45,969	47,588	45,991
経常利益 ^(百万円)	2,373	2,006	1,926	684
親会社株主に帰属する 当期純利益 ^(百万円)	910	1,529	1,637	430
1株当たり当期純利益 ^(円)	72.31	121.48	130.11	34.12
総資産 ^(百万円)	52,900	54,966	56,935	63,859
純資産 ^(百万円)	17,649	20,430	21,452	20,677

- (注) 1. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、総資産、純資産の金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 第147期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
共栄運輸株式会社	36 ^{百万円}	64.61 (4.30) [%]	海運事業
共栄陸運株式会社	20	100.00 (100.00)	//
三陸運輸株式会社	93	84.76 (ー)	//
三陸輸送株式会社	21	100.00 (100.00)	//
栗林物流システム株式会社	84	100.00 (ー)	//
CLOVER MARITIME S.A. (パナマ)	\$1,000	100.00 (100.00)	//
大和運輸株式会社	80 ^{百万円}	64.65 (36.30)	//
栗林運輸株式会社	156	73.98 (0.15)	//
八千代運輸株式会社	50	100.00 (100.00)	//
株式会社ケイセブン	97	51.28 (25.64)	//
栗林マリタイム株式会社	10	100.00 (ー)	//
株式会社登別グランドホテル	100	89.92 (6.18)	ホテル事業
株式会社セブン	70	100.00 (ー)	不動産事業

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
 2. 出資比率欄の () 内は当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業

当社グループは、海運事業を主な事業としており、併せてホテル事業、不動産事業を営んでおります。

(12) 主要拠点等

当社本社 東京都千代田区

国内事業拠点 当社釧路支社（北海道釧路市）、当社苫小牧支社（北海道苫小牧市）、当社室蘭支店（北海道室蘭市）、当社仙台営業所（宮城県仙台市）、栗林運輸株式会社（東京都港区）、三陸運輸株式会社（宮城県塩竈市）、大和運輸株式会社（大阪府大阪市）、共栄運輸株式会社（北海道函館市）、栗林物流システム株式会社（東京都千代田区）、株式会社登別グランドホテル（北海道登別市）

(13) 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	備 考
現 業 従 業 員	538名	1名	
事 務 従 業 員	502名	1名	
計	1,040名	2名	

(注) 上記現業従業員の従業員数には、22名の契約社員が含まれ、事務従業員の従業員数には、11名の契約社員およびパートが含まれております。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	6,325 <small>百万円</small>
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,570
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,501
株 式 会 社 北 洋 銀 行	2,285
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,156
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,852

(注) 百万円未満は切捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

発行済株式の総数	12,640,557株 (自己株式99,139株を除く)
資本金	1,215,035,325円
株主数	1,246名 (対前期末比173名増)
単元株式数	100株

(2) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
栗林定友	2,007 ^{千株}	15.88 [%]
三井住友海上火災保険株式会社	1,063	8.40
王子ホールディングス株式会社	829	6.56
日本製紙株式会社	829	6.56
株式会社日本製鋼所	819	6.48
栗林英雄	685	5.41
東京海上日動火災保険株式会社	662	5.23
三井住友信託銀行株式会社	562	4.44
株式会社みずほ銀行	443	3.51
株式会社栗林商会	353	2.79

(注) 千株未満は切捨てて表示しております。
持株比率は、自己株式(99,139株)を控除して計算しております。

(3) その他株式に関する重要な事項

特記事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	栗 林 定 友	
代表取締役社長	栗 林 宏 吉	
専 務 取 締 役	神 田 良 夫	社長補佐兼第二営業部長兼室蘭支店管掌
常 務 取 締 役	小 柳 圭 治	総務部長
常 務 取 締 役	小 谷 均	経理部長兼関連事業部長
常 務 取 締 役	楠 肇	第一営業部兼釧路支社・苫小牧支社管掌
取 締 役	稲 田 博 久	船舶部長
取 締 役	栗 林 広 行	第一営業部長
取 締 役	大 川 康 治	コーポレート・ドクター(株)代表取締役
監 査 役(常勤)	坂 上 隆	
監 査 役	廣 渡 鉄	弁護士 廣渡法律事務所所長
監 査 役	伊 藤 一 泰	

(注) 1. 取締役大川康治氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 当社と大川康治氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定が認められるのは、同氏が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

3. 監査役坂上 隆氏、廣渡 鉄氏および伊藤一泰氏は社外監査役であります。

4. 監査役坂上 隆氏、伊藤一泰氏は長年金融業務を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役廣渡 鉄氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、弁護士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有するものであります。なお、同氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
小 杉 眞	令和元年6月27日	任期満了	専務取締役社長補佐
阿 部 英 之	令和元年6月27日	任期満了	常務取締役経理部管掌兼関連事業部管掌

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

(単位：千円)

取締役		監査役		計		摘要
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
11人	162,607	3人	17,563	14人	180,171	(注)

- (注) 1. 上記の他に、使用人兼務取締役の使用人給与相当額24,288千円があります。
 2. 上記のうち、社外役員（4人）の報酬等の総額は25,274千円であります。
 3. 取締役および監査役の報酬限度額について、取締役の報酬額は、平成3年6月27日開催の第118回定時株主総会において、月額1,500万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、また、監査役の報酬額は、昭和62年6月26日開催の第114回定時株主総会において、月額300万円以内として、それぞれ承認いただいております。また、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役および監査役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、取締役については年額5,000万円以内（うち社外取締役1,000万円以内）、監査役については年額500万円以内とそれぞれ承認いただいております。
 4. 取締役および監査役の報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含んでおります。
 5. 当社は、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、当社の規程に従い退任時に打切り支給することを承認いただいております。

②当事業年度において取締役および監査役が受けた退職慰労金の額

取締役2名 24,115千円

(4) 社外役員に関する事項

取締役 大川 康治

事業年度における活動状況

①重要な兼職先と当社との関係

取締役大川康治氏は、コーポレート・ドクター(株)の代表取締役を兼務しております。なお、当社とコーポレート・ドクター(株)の間には特別の利害関係はありません。

②事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会16回のすべてに出席し、企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 坂上 隆

事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会16回のすべて、監査役会19回のすべてに出席し、

企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 廣渡 鉄

①重要な兼職先と当社との関係

監査役廣渡 鉄氏は、廣渡法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社と廣渡法律事務所との間には特別の利害関係はありません。

②事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会16回の内15回、監査役会19回のすべてに出席し、弁護士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

監査役 伊藤 一泰

事業年度における活動状況

当事業年度において開催された取締役会16回のすべて、監査役会19回のすべてに出席し、企業経営・企業会計分野での豊富な知識、経験等から、当社の経営に関し、適宜発言等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

- (5) 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
社外監査役 8,760千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	34,500千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	36,000千円

(注) 1. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、収益認識基準適用に係る支援業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1)当社は、法令遵守を最重要課題と位置づけており、コンプライアンスマニュアルを作成し、法令等遵守方針、企業倫理方針を定め取締役ならびに従業員に周知しております。
 - 2)コンプライアンスマニュアルに、コンプライアンス委員会の組織を明示し、取締役ならびに従業員の法令遵守のための体制構築を図っております。
 - 3)法令等遵守体制の有効性について内部監査部門によるチェックを実施し、内部統制システムの構築に努めております。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る文書等については、文書管理規程により、適正な保存および管理を行っております。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1)コンプライアンス委員会規程にコンプライアンス委員会の組織および内部監査規程に内部監査部門による内部監査の実施が明示され、リスク管理体制の構築を図っております。
 - 2)安全および環境保護の方針に人命と船舶の安全、海洋環境および財産の保全を基本方針とすることを明示しております。
 - 3)安全管理規程に安全管理の組織が明示され、不測の事態には運航基準、事故処理基準等により適切に対応する体制となっており、再発防止等の対策をとることを明示しております。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1)取締役は取締役会規程および取締役会細則に定める職務権限および決議事項に従い、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制となっております。
 - 2)取締役会は、法令および定款・社内規程で定められた事項ならびに経営上の重要事項について、毎月1回定期開催される取締役会、必要に応じて開催される臨時取締役会で決議しております。
- ⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1)コンプライアンスマニュアルに法令遵守方針、企業倫理方針を明示し、社内イントラネットに掲示し従業員に周知しております。
 - 2)コンプライアンスマニュアルに従業員の法令・規定違反等の報告体制として、内部通報相談窓口の設置を明示し、内部通報規程による内部通報制度を構築しております。
 - 3)従業員の法令違反等が明らかになった場合は、コンプライアンス委員会が違法行為等を

是正するための措置を講じるとともに、取締役会へ報告し必要があれば懲罰等の措置をとる体制となっております。

- ⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程にグループ各社の経営状況、経営計画、営業上重要な事項等当社へ報告すべき事項を明示しております。
 - 2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ)当社グループ各社は、コンプライアンス委員会規程においてコンプライアンス委員会の組織を明示し、各社でコンプライアンスに関する業務を取扱い、必要があれば当社のコンプライアンス委員会へ報告する体制となっております。
 - ロ)内部監査規程にグループ各社のリスク管理の有効性について、当社の内部監査部門による定期的な内部監査によりモニタリングを実施することが明示されております。
 - 3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループ各社は、社内規程において明確にした職務分掌、職務権限に基づいて業務を行う体制としており、取締役等は職務の重要度に応じて規程に明示されている決裁基準に従って職務を執行する体制となっております。
 - 4)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ)当社作成のコンプライアンスマニュアルをグループ各社に配布し、取締役ならびに従業員に法令遵守方針および企業倫理方針を周知しております。
 - ロ)内部通報規程により、当社グループ共通の内部通報制度を構築しております。
 - ハ)内部監査規程に、当社の内部監査部門がグループ会社の内部監査を定期的を実施することが明示されております。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1)内部監査規程に監査役は内部監査部門の従業員に必要な調査等を指示できることが明示されております。
 - 2)監査役は必要に応じ内部監査部門が実施する内部監査の報告を求めることができる体制となっております。
- ⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1)内部監査部門の組織変更および従業員の選任に関しては監査役の同意が必要であることが内部監査規程に明示しております。

- 2)内部監査部門の従業員が監査役の指示による調査等を行う場合は定期的な内部監査によらず随時実施することが明示されております。
- ⑨当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1)監査役は必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門の従業員その他の者から報告を受けることができることが監査役会規程に明示されております。
 - 2)監査役会は法令に定める事項のほか、取締役が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受ける体制となっております。
 - 3)監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題等について意見交換を行うよう努めております。
- ⑩子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 1)関係会社管理規程に監査役はグループ会社から必要な報告を求め、さらに必要と認めた場合は業務および財産の調査をすることが明示されております。
 - 2)当社およびグループ会社共通の内部通報規程が整備され、内部通報があった場合には必要があれば監査役が出席するコンプライアンス委員会で対処することが明示されております。
- ⑪監査役へ報告した者が当該報告をしたことにより不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報はコンプライアンス委員会へ報告され通報した者に不利益な扱いをしてはならないことが明示されており、監査役への報告についても同様な取扱いをする体制とします。
- ⑫監査役職務の執行の費用の支払いの方針その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1)グループ各社共通の監査役監査規程に職務執行のため必要と認める費用を会社に請求することができることが明示されており、当社においてもこれを準用することとします。
 - 2)監査役は取締役会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席すると共に、議事録、稟議書等業務執行に関する重要な文書を閲覧し必要に応じて取締役、内部監査部門の従業員からの報告を受け連携できる体制となっております。
- ⑬財務報告の信頼性を確保するための体制
- 1)適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程等の経理関係規程を整備しております。
 - 2)財務報告に係る内部統制の有効性チェックのため、内部監査部門による内部監査を定期的実施し、必要があれば是正、改善の対策を実施する体制となっております。

⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力排除のための体制

- 1)コンプライアンスマニュアルに、反社会的勢力への対抗を明示し当社およびグループ各社の取締役ならびに従業員に周知し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して会社組織として一切の関係を遮断する体制としております。
- 2)警察当局、関係団体等と十分に連携し、反社会的勢力および団体に関する情報を収集するとともに組織的な対応が可能となるような体制としております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①内部統制システム

当社では内部統制の基本方針およびコンプライアンス委員会規程に、当社およびグループ各社のコンプライアンス委員会の設置が明示され、定期的に委員会が開催されております。また、常勤監査役が出席して定期的に開催される内部統制委員会では、内部監査部門からの報告および法令・社内規程等の遵守状況が審議され、必要な対応がとられております。

②取締役の職務執行

当社は取締役会規程に基づき、毎月一回の取締役会が開催され、法令、定款または社内規程に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行っております。

取締役会には、社外取締役および社外監査役も出席し、職務執行状況の監督をしております。

③内部監査

当社では、内部監査規程に基づき内部監査部門が設置されております。内部監査部門は内部統制委員会で承認された、年度監査計画に基づいて外部監査人および常勤監査役と連携して当社およびグループ会社の内部監査を実施しております。

内部監査の結果は社長、内部統制委員会および監査役へ適宜報告されております。

④当社グループ会社の管理

連結子会社の月次の経営概況、中長期の経営計画等は関係会社管理規程に基づき当社担当部門に報告されております。

また、当社内部監査部門はグループ会社の内部監査部門と連携して定期的に内部監査を実施し、監査結果は、当社関係者の他、当該子会社の担当部門長へ報告されております。

⑤監査役職務執行および監査の実効性の確保

監査役は監査役会規程に基づく取締役会への出席の他、コンプライアンス委員会および

内部統制委員会その他、当社の重要な会議に出席し、必要があれば意見を述べております。

また、監査役監査については、当社内部監査部門および外部監査人と連携し、当社およびグループ会社の監査を実施するとともに、グループ会社監査役との意見交換等が行われております。

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	19,456,049	流動負債	17,721,051
現金及び預金	8,662,445	支払手形及び買掛金	6,362,144
受取手形及び売掛金	8,968,710	短期借入金	5,585,104
商品及び製品	45,773	1年以内返済予定長期借入金	2,673,683
原材料及び貯蔵品	266,735	1年以内支払予定長期未払金	590,242
未収入金	1,166,290	1年以内償還予定社債	455,040
その他流動資産	346,353	リース債務	274,033
貸倒引当金	△259	未払法人税等	205,708
固定資産	44,385,997	賞与引当金	424,433
有形固定資産	33,171,552	その他流動負債	1,150,661
船	14,451,183	固定負債	25,460,904
建物及び構築物	5,781,618	社債	1,040,000
機械装置及び運搬具	1,232,254	長期借入金	11,888,581
土地	10,108,590	長期未払金	7,167,602
リース資産	840,651	リース債務	664,790
建設仮勘定	365,736	繰延税金負債	1,399,062
その他有形固定資産	391,517	役員退職慰労引当金	648,198
無形固定資産	1,271,041	退職給付に係る負債	2,181,009
借地権	1,033,258	負ののれん	277,498
ソフトウェア	73,898	その他固定負債	194,159
のれん	123,176	負債合計	43,181,955
その他無形固定資産	40,708	純資産の部	
投資その他の資産	9,943,403	株主資本	15,364,667
投資有価証券	8,518,457	資本金	1,215,035
長期貸付金	578	資本剰余金	971,090
繰延税金資産	478,043	利益剰余金	13,205,834
保険積立金	577,751	自己株式	△27,293
その他投資資金	406,805	その他の包括利益累計額	2,143,248
貸倒引当金	△38,233	その他有価証券評価差額金	2,143,472
繰延資産	17,880	繰延ヘッジ損益	△224
社債発行費	17,880	非支配株主持分	3,170,055
資産合計	63,859,927	純資産合計	20,677,971
		負債及び純資産合計	63,859,927

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成31年4月1日
至令和2年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	45,991,467
売上原価	38,703,924
売上総利益	7,287,542
販売費及び一般管理費	6,849,750
営業利益	437,792
営業外収益	
受取利息	390
受取配当金	278,586
受取入金	28,322
受取償却額	81,089
受取投資利益	27,025
受取保険金	17,182
営業外収益	94,429
営業外費用	
支払利息	232,988
支払外費用	47,110
経常利益	684,719
特別利益	
投資有価証券売却益	29,639
固定資産処分益	206,009
保険解約返戻金	3,730
補助金収入	1,285
その他特別利益	1,166
特別損失	
減損損失	50,701
固定資産処分損失	4,259
投資有価証券評価損	43,273
役員退職慰労金	40,136
その他特別損失	4,659
税金等調整前当期純利益	783,520
法人税、住民税及び事業税	247,626
法人税等調整額	88,823
当期純利益	447,070
非支配株主に帰属する当期純利益	16,504
親会社株主に帰属する当期純利益	430,565

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成31年 4月 1日)
(至 令和 2年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成31年4月1日残高	1,215,035	946,704	12,926,312	△42,023	15,046,028
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△151,043		△151,043
親会社株主に帰属する 当期純利益			430,565		430,565
自己株式の取得				△37	△37
自己株式の処分		10,095		14,767	24,863
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		14,290			14,290
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	24,386	279,522	14,730	318,638
令和2年3月31日残高	1,215,035	971,090	13,205,834	△27,293	15,364,667

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	その他の包括 利益累計額合計	非支配株主持分		
平成31年4月1日残高	3,183,556	△681	3,182,874	3,223,474	21,452,378	
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当					△151,043	
親会社株主に帰属する 当期純利益					430,565	
自己株式の取得					△37	
自己株式の処分					24,863	
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					14,290	
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△1,040,084	457	△1,039,626	△53,418	△1,093,045	
連結会計年度中の変動額合計	△1,040,084	457	△1,039,626	△53,418	△774,406	
令和2年3月31日残高	2,143,472	△224	2,143,248	3,170,055	20,677,971	

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数	13社
主要な連結子会社の名称	栗林運輸株式会社 三陸運輸株式会社 栗林物流システム株式会社 共栄運輸株式会社 株式会社登別グランドホテル

②主要な非連結子会社の状況

非連結子会社の数	6社
主要な非連結子会社の名称	港隆運輸株式会社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社はいずれも小規模であり合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社の数	－社
持分法適用関連会社の数	1社
	函館ポートサービス株式会社

②持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の数	6社
持分法を適用していない関連会社の数	1社
主要な会社等の名称	港隆運輸株式会社
持分法を適用していない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類におよぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

②たな卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

船 舶 主として定額法を採用しております。

そ の 他 主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物、ホテル業を営む連結子会社の有形固定資産については定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間にわたり定額法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

国内連結子会社のうち一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

また、当社は役員退職慰労金の支出に備えるため、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会で決議された役員退職慰労金の打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ヘッジ方針

金利スワップ取引については、借入金の金利上昇リスクのヘッジを目的とし、実需に伴う取引に限定し実施しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が相違するものについては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。

また殆どのものはヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時およびその後も継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することが出来るため、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であることを確認することにより、有効性の判定に代えております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、20年間の定額法により償却しております。なお、平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、20年間の定額法により償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ①海運業にかかわる収益は主として積切出帆時をもって計上し、それに対応する費用を計上しております。
- ②消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

3. 連結貸借対照表注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	51,848,441千円
(2) 担保に供している資産	
船 船	5,129,694千円
建物及び構築物	3,429,391千円
土 地	3,095,255千円
投資有価証券	4,713,578千円
計	<u>16,367,919千円</u>
担保付債務	
短期借入金	830,000千円
1年以内返済予定長期借入金	2,008,919千円
長期借入金	8,955,398千円
計	<u>11,794,317千円</u>
(3) 保証債務	
非連結子会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。	
大和陸運株式会社	20,500千円

4. 連結株主資本等変動計算書注記

(1) 発行済株式の種類および総数

普通株式

12,739,696株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年6月27日 定時株主総会	普通株式	151,043	12	平成31年3月31日	令和元年6月28日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	75,843	6	令和2年3月31日	令和2年6月29日

5. 金融商品注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外取引を行うにあたり生じる外貨建てのものについては為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債務の残高の範囲内にあるものが多いため、為替リスクのヘッジはしておりません。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債権の残高の範囲内にあるものが多いため、為替リスクはヘッジしておりません。

借入金および社債は、設備投資・運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、借

入期日および社債償還日は最長で決算日後14年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で利用している金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「2. 会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③金融商品に係るリスク管理体制

1)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権および貸付金について各事業部門が主要取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い金融機関を取引相手としており、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2)市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、資金担当部門が稟議規程に従い、稟議決裁を経て行っております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

3)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、コミットメントラインの活用など資金調達の多様化、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,662,445	8,662,445	－
(2) 受取手形及び売掛金 (*1)	8,968,450	8,968,450	－
(3) 投資有価証券	8,053,628	8,053,628	－
資産計	25,684,524	25,684,524	－
(1) 支払手形及び買掛金	6,362,144	6,362,144	－
(2) 短期借入金	5,585,104	5,585,104	－
(3) 社債 (*2)	1,495,040	1,520,186	25,146
(4) 長期借入金 (*2)	14,562,264	14,539,435	△22,829
(5) 長期未払金 (*2)	7,757,844	7,828,911	71,066
負債計	35,762,398	35,835,782	73,383
デリバティブ取引 (*3)	(322)	(322)	－

(*1) 貸倒引当金を控除しております。

(*2) 社債・長期借入金および長期未払金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式等は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 社債
これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (4) 長期借入金、(5) 長期末払金
これらの時価は、元利金の合計額を当該借入金、未払金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

- 取引先金融機関から提示された価額に基づき算定しています。
- 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	464,829

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,649,145	—	—	—
受取手形及び売掛金	8,968,450	—	—	—
債券	—	60,012	—	—
合計	17,617,596	60,012	—	—

(注4) 社債、長期借入金および長期未払金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	455,040	164,000	136,000	300,000	40,000	400,000
長期借入金	2,673,683	2,439,651	2,380,263	1,254,243	948,766	4,865,657
長期未払金	590,242	590,242	590,242	590,242	590,242	4,806,631
合計	3,718,965	3,193,894	3,106,505	2,144,485	1,579,008	10,072,289

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、東京都・北海道その他の地域において、賃貸用の店舗ビル・倉庫等を有しております。令和2年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は319,855千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は次の通りであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末残高	
2,428,922	△44,103	2,384,818	5,214,798

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2.当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいて算定した金額であります。ただし、直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

7. 1株当たり情報注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,385円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 34円12銭 |

8. 重要な後発事象注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,435,085	流動負債	7,440,792
現金及び預金	1,901,480	海運業未払金	2,282,539
受取手形	74,393	短期借入金	2,800,000
海運業未収	3,637,164	1年以内返済予定長期借入金	1,785,564
貯蔵品	161,557	1年以内償還予定社債	300,000
未収入金	632,145	リース債務	104,198
その他流動資産	28,387	未払金	35,128
貸倒引当金	△42	未払費用	26,580
固定資産	18,651,990	未払法人税等	9,152
有形固定資産	8,304,744	賞与引当金	25,648
船舶	5,241,584	その他流動負債	71,980
建物	307,658	固定負債	9,681,395
構築物	1,963	社債	580,000
車輜及び運搬具	211,364	長期借入金	7,593,662
工具器具備品	97,336	リース債務	239,014
土地	2,132,622	繰延税金負債	762,674
リース資産	312,214	退職給付引当金	165,653
		役員退職慰労引当金	330,200
		その他固定負債	10,189
無形固定資産	19,393	負債合計	17,122,187
借地権	4,870	純資産の部	
その他無形固定資産	14,523	株主資本	6,185,105
投資その他の資産	10,327,852	資本金	1,215,035
投資有価証券	6,642,196	資本剰余金	750,116
関係会社株	1,593,572	資本準備金	740,021
長期貸付金	2,500,458	その他資本剰余金	10,095
会費	14,320	利益剰余金	4,247,246
保険積立	274,611	利益準備金	235,800
差入保証金	126,097	その他利益剰余金	4,011,446
その他投資	31,557	圧縮記帳積立金	120,127
貸倒引当金	△854,962	別途積立金	1,665,000
繰延資産	9,647	繰越利益剰余金	2,226,318
社債発行費	9,647	自己株式	△27,293
		評価・換算差額等	1,789,430
		その他有価証券評価差額金	1,789,654
		繰延ヘッジ損益	△224
		純資産合計	7,974,536
資産合計	25,096,723	負債及び純資産合計	25,096,723

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(自平成31年4月1日
至令和2年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
海運業収益		17,407,516
運船借海の費用	7,841,415	
航業の費用	1,322,720	
船業の費用	7,060,532	16,224,668
運業の利益		1,182,847
その他の事業収益		103,603
その他の事業利益		37,237
営業総利益		66,365
一般管理費		1,249,213
営業利益		1,176,925
営業外収益		72,288
受取利息	44,942	
受取配当	267,841	
受取他業外収益	5,256	
営業外費用	34,787	352,828
支払利息	78,105	
支払利息	6,763	
支払借入金	7,539	
支払引当金	37,005	
支払他業外費用	22,996	152,409
経常利益		272,706
特別利益		32,092
固定資産売却益	1,286	
投資その他の資産売却益	29,639	
特別損失	1,166	
投資その他の資産引当金の繰上	40,595	
割増引当金の繰上	2,780	
その他の特別損失	6,573	
特別損失	612	50,560
税引前当期純利益		254,238
法人税、住民税及び事業税		103,030
法人税等調整額		5,854
当期純利益		145,352

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成31年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金							利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
平成31年4月1日残高	1,215,035	740,021	-	740,021	235,800	120,659	1,665,000	2,231,477	4,252,936	△42,023	6,165,970		
事業年度中の変動額													
圧縮記帳積立金の取崩						△532		532	-		-		
剰余金の配当								△151,043	△151,043		△151,043		
当期純利益								145,352	145,352		145,352		
自己株式の取得										△37	△37		
自己株式の処分			10,095	10,095						14,767	24,863		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計	-	-	10,095	10,095	-	△532	-	△5,158	△5,690	14,730	19,135		
令和2年3月31日残高	1,215,035	740,021	10,095	750,116	235,800	120,127	1,665,000	2,226,318	4,247,246	△27,293	6,185,105		

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成31年4月1日残高	2,722,091	△681	2,721,409	8,887,379
事業年度中の変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				-
剰余金の配当				△151,043
当期純利益				145,352
自己株式の取得				△37
自己株式の処分				24,863
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△932,436	457	△931,979	△931,979
事業年度中の変動額合計	△932,436	457	△931,979	△912,843
令和2年3月31日残高	1,789,654	△224	1,789,430	7,974,536

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

船 船 定額法を採用しております。

そ の 他 主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) ならびに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

②無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間にわたる定額法

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付にかかる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会で決議された役員退職慰労金の打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

(6) その他重要な会計処理

①海運業収益は積切出帆時をもって計上し、それに対応する海運業費用を計上しております。

②ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件をみたす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

③消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権		673,600千円	
関係会社に対する短期金銭債務		757,128千円	
関係会社に対する長期金銭債権		2,500,000千円	
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		12,229,984千円	
(3) 担保に供している資産	船	船	4,615,335千円
	建	物	299,113千円
	土	地	831,431千円
	投資有価証券		4,713,578千円
		計	10,459,458千円
担保付債務	1年以内返済予定		
	長期借入金		1,553,604千円
	長期借入金		7,245,292千円
		計	8,798,896千円
(4) 保証債務			
金融機関からの借入等に対する債務保証	(株)登別グランドホテル		2,496,764千円
	共栄運輸(株)		1,683,179千円
	栗林物流システム(株)		6,238,581千円
	(株)セブン		248,750千円
	栗林マリタイム(株)		2,600,558千円
		計	13,267,832千円

3. 損益計算書注記

関係会社との取引高	海運業収益	3,820,978千円
	海運業費用	8,018,487千円
	その他事業収益	102,283千円
	営業取引以外の取引高	79,870千円

4. 株主資本等変動計算書注記

(1) 発行済株式の種類および総数

普通株式

12,739,696株

(2) 自己株式の種類および総数

普通株式

99,139株

5. 税効果会計注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金

50,723千円

役員退職慰労引当金

101,107千円

賞与引当金

7,853千円

投資有価証券評価損

15,565千円

関係会社株式評価損

844,133千円

会員権評価損

19,092千円

未払事業税

1,356千円

貸倒引当金 (固定)

261,789千円

その他

54,607千円

繰延税金資産 小計

1,356,228千円

評価性引当額

△1,274,997千円

繰延税金資産 合計

81,231千円

(繰延税金負債)

圧縮記帳積立金

53,016千円

その他有価証券評価差額金

789,841千円

その他

1,047千円

繰延税金負債 合計

843,906千円

繰延税金負債の純額

762,674千円

6. 関連当事者との取引注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	共栄運輸株式会社	所有 直接 60.3% 間接 4.3%	債務保証	債務保証	1,683,179	-	-
				保証料の受取(注1)	891	-	-
	栗林物流システム株式会社	所有 直接 100.0%	借船関係取引 資金の貸付 債務保証	借船関係取引(注4)	1,262,889	海運業未払金	137,200
				資金の貸付	-	長期貸付金	1,450,000
				利息の受取(注3)	25,041	-	-
				債務保証	6,238,581	-	-
	株式会社登別グランドホテル	所有 直接 83.7% 間接 6.2%	資金の貸付 債務保証	資金の貸付	-	長期貸付金	1,050,000
				利息の受取(注3)	15,529	-	-
				債務保証	2,496,764	-	-
	株式会社セブン	所有 直接 100.0%	債務保証	債務保証	248,750	-	-
保証料の受取(注1)				122	-	-	
株式会社ケイセブン	所有 直接 25.6% 間接 25.6%	燃料油等購入及び修理作業	燃料油等購入および修理作業(注2)	2,567,903	海運業未払金	268,309	
栗林運輸株式会社	所有 直接 73.8% 間接 0.2%	港湾運送作業 集荷代理店業務	港湾運送作業(注4)	2,513,226	海運業未収金	270,082	
			集荷代理店業務(注4)	1,699,799	海運業未払金	154,377	
栗林マリタイム株式会社	所有 直接 100%	借船関係取引 債務保証	借船関係取引(注4)	1,150,553	海運業未払金	79,269	
			債務保証	2,600,558	-	-	
			保証料の受取(注1)	1,367	-	-	

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は銀行借入等に対して債務保証を行っており、保証料を受領しております。
 2. 市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。
 3. 資金の貸付等については、原則市場金利等を勘案し、金利等を合理的に決定しております。
 4. 市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。

7. 1 株当たり情報注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純利益

630円87銭

11円52銭

8. 重要な後発事象注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年5月25日

栗林商船株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶久 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳郎 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、栗林商船株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、栗林商船株式及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和2年5月25日

栗林商船株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶久 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳郎 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、栗林商船株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を、会計監査人EY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和2年5月25日

栗林商船株式会社 監査役会

監査役(常勤)	坂上	隆	Ⓔ
監査役	廣渡	鉄	Ⓔ
監査役	伊藤	一泰	Ⓔ

(注) 監査役坂上 隆、廣渡 鉄および伊藤一泰は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

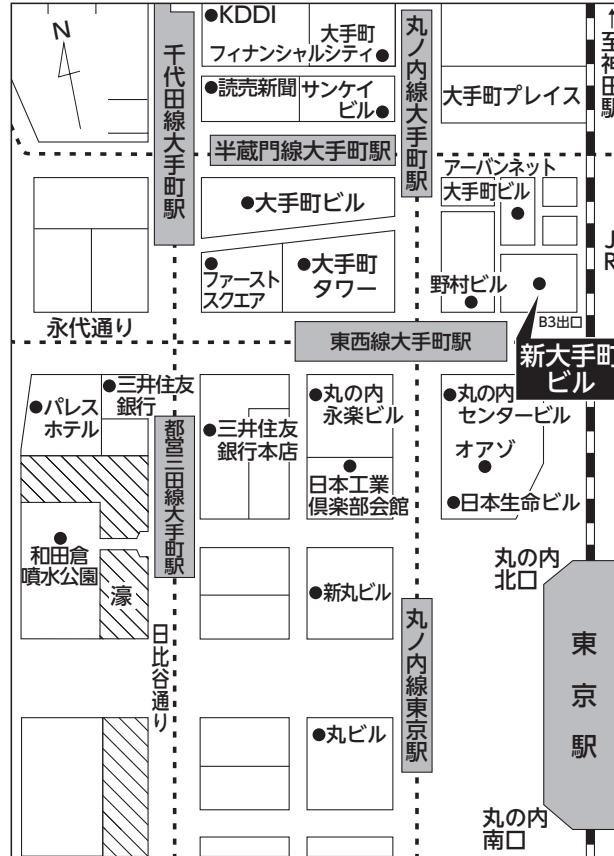
以上

第147回定時株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

新大手町ビルディング 3階341区 当社会議室

電話 (03) 5203-7981 (代表)



J R 東京駅 丸の内北口より徒歩5分
東京メトロ 丸の内線・東西線・半蔵門線・千代田線・都営三田線
大手町駅 B3出口直結/A5出口より徒歩2分

栗林商船株式会社
<https://www.kuribayashishosen.com>

この株主総会招集ご通知の内容は、上記ホームページ上でもご覧になれます。



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に
基づき、より多くの人へ適切に情報を伝え
られるよう配慮した見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。